



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

参議院議員通常選挙における南投票所施設借上

## 2. 契約の相手方

大阪厨房料飲機器家具協同組合

## 3. 随意契約理由

南投票所の施設借り上げについて、投票区の範囲は限られた地域であることから、南投票所の区域内に所在する貸し施設を借り上げる必要がある。しかしながら、頻繁に投票所を変更することは区民への混乱を招くことにもなり前回と同様の施設を使用することが望ましく、また、立地条件、施設面積等の必要条件を満たす施設は大阪厨房料飲機器家具協同組合が所有する河原センタービルしか存在しないため。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ

(電話番号：06-6267-9625)

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
中央区内小学校対象盲導犬学習講演事業委託
  
2. 契約の相手方  
社会福祉法人日本ライトハウス
  
3. 随意契約理由  
社会福祉法人日本ライトハウスは、視覚に障がいのある人の情報提供や社会参加を支援するため、多彩で総合的な福祉事業を行っており、創業90年を超える法人である。  
同法人の盲導犬訓練所は、西日本随一の実績があり、大阪府内の教育機関においても人権啓発・障がい概念等の研修会、講演会なども積極的に職員を派遣している。  
今回、区が企画している学習会は、盲導犬のデモンストレーションと訓練所の専門職員（歩行訓練士など）の講演により、視覚障がい者や盲導犬についての理解を深めることを目的としているが、実演を交えながらの講演形式で職員を派遣している事業者は、社会福祉法人日本ライトハウスのみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約にて同社と委託契約を締結する。
  
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  
5. 担当部署  
中央区役所市民協働課市民活動支援グループ  
(電話番号：06-6267-9743)